

寒河江市立病院就業支度金貸与条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市条例第 1 7 号

寒河江市立病院就業支度金貸与条例

（目的）

第 1 条 この条例は、薬剤師（薬剤師法（昭和 3 5 年法律第 1 4 6 号）に規定する薬剤師をいう。以下同じ。）又は看護師（保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号）に規定する看護師をいう。以下同じ。）の資格を有する者（取得見込みの者を含む。以下同じ。）で、寒河江市立病院（以下「市立病院」という。）への勤務が内定した者に対し、予算の範囲内で就業支度金（以下「支度金」という。）を貸与することにより、市立病院における人材確保を図り、もって市民等の健康で安心な暮らしに資することを目的とする。

（貸与の対象者）

第 2 条 支度金の貸与を受けることができる者は、市立病院への勤務が内定した薬剤師又は看護師の資格を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支度金の貸与の対象としない。

(1) 薬剤師としての勤務が内定した者で、市立病院への勤務を開始する日（以

下「採用日」という。)において、満50歳を超えているもの

(2) 看護師としての勤務が内定した者で、採用日において、満45歳を超えているもの

(3) 市内の事業所で薬剤師又は看護師として、当該事業主から正社員又は正規職員として直接雇用され勤務していた者（以下「正職員」という。）で、当該事業所を退職した日から採用日までに6月を経過しないもの

(4) この条例で定める支度金の貸与を受けたことがある者。ただし、支度金を返還した者を除く。

(5) 現に市立病院の正規職員として勤務している者

(貸与の額)

第3条 支度金を貸与する額（以下「貸与額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を限度とし、無利子で貸与するものとする。

(1) 薬剤師

ア 過去に正職員として勤務したことがない者 120万円

イ 過去に正職員として勤務したことがある者 60万円

(2) 看護師

ア 過去に正職員として勤務したことがない者 60万円

イ 過去に正職員として勤務したことがある者 30万円

(貸与の申請)

第4条 支度金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）に貸与の申請をしなければならない。

(貸与の決定等)

第5条 管理者は、前条の申請があったときは、貸与の可否及び貸与額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 管理者は、前項の規定により支度金の貸与を決定したときは、当該決定を受けた申請者（以下「貸与決定者」という。）と支度金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。

3 貸与決定者は、貸与契約を締結するときは、連帯保証人を立てなければならない。

（貸与決定の取消し等）

第6条 管理者は、貸与決定者又は支度金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、被貸与者の貸与の決定を取り消し、及び貸与契約を解除するものとする。

(1) 市立病院の薬剤師又は看護師として勤務する見込みがなくなつたと認められるとき。

(2) 支度金を受けることを辞退したとき。

(3) 採用日前に死亡したとき。

(4) 第4条に規定する貸与の申請において、虚偽の申請があつたと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、支度金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

（返還）

第7条 被貸与者は、支度金の貸与を受けた日の属する月の翌月から、貸与された支度金を返還しなければならない。ただし、管理者が支度金の返還日を別に定めるときは、この限りでない。

2 被貸与者は、前条の規定による貸与の決定の取消し及び貸与契約の解除があつたときは、貸与された支度金を返還しなければならない。

（返還の免除）

第8条 管理者は、前条第1項の規定にかかわらず、支度金の返還の債務につい

て、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる額を免除することができる。

- (1) 採用日から起算して４年間（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条第２項の規定による分限休職、法第２９条第２項の規定による懲戒停職及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項の規定による育児休業の期間（以下「除外期間」という。）を除く。）業務に従事したとき 全額免除
- (2) 採用日から起算して２年間（除外期間を除く。）業務に従事したとき 半額免除
- (3) 返還の免除を受けるまでの在職期間中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障により業務を継続することが困難となったとき 全額免除
- (4) 前３号に掲げるもののほか、管理者が特別の理由があると認めるとき 管理者が定める額

２ 貸与決定者は、前項の規定による支度金返還債務の免除を受けようとするときは、管理者に免除の申請を行うものとする。

（返還の猶予）

第９条 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合で、当該事由が継続していると認められるときは、支度金の返還を猶予することができる。

- (1) 前条に規定する支度金の返還免除の要件を充足する過程にあるとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由があり、支度金を返還することが困難であると認めるとき。

２ 前項の規定にかかわらず、被貸与者が次の各号のいずれかに該当したときは、管理者が別に定める期限までに支度金を返還しなければならない。

- (1) 法第２８条第１項の規定による分限免職の処分を受けたとき。
- (2) 法第２９条第１項の規定による懲戒免職の処分を受けたとき。

- (3) 第4条に規定する貸与の申請において、虚偽の申請を行っていたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が支度金の返還を求める特別な事由があると認めるとき。

(延滞利息)

第10条 管理者は、被貸与者が正当な理由なく支度金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセント（当該返還すべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

- 2 前項に規定する延滞利息の額の計算についての年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 前2項の規定により計算した延滞利息の額が500円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- 4 管理者は、被貸与者が支度金を返還すべき日までにこれを返還しなかった場合で、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認めるときは、第1項の延滞利息の全部又は一部を免除することができる。

(異動等の届出義務)

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、支度金の返還を完了し、又は第8条の規定による支度金の返還の免除を受けるまで、届出書に当該届出事項を証する書類を添えて、遅滞なく管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき、連帯保証人が死亡したとき、破産の宣告その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。

(辞退)

第 1 2 条 貸与決定者は、支度金の貸与を辞退するときは、管理者に辞退届を提出しなければならない。

2 被貸与者は、支度金の返還猶予を辞退するときは、管理者に辞退届を提出しなければならない。

(委任)

第 1 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。